証券コード　６３６７
平成18年６月７日

株　主　各　位

大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル
ダイキン工業株式会社
取締役社長　岡　野　幸　義

第103期定時株主総会招集ご通知

拝啓　株主のみなさまには格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第103期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の行使についての参考書類」をご検討くださいまして、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【書面（議決権行使書）により議決権を行使されます場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成18年6月28日までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使されます場合】

パソコンまたは携帯電話から当社の議決権行使サイト（http://daiko-sb.gcan.jp）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載しております「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

なお、お手続きに際し、後記の「電磁的方法による議決権の行使について」（18頁から19頁まで）を必ずご確認いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　時　　平成18年６月29日（木曜日）午前10時
2. 場　所　　大阪市北区茶屋町19番19号
　　ホテル阪急インターナショナル

3. 会議の目的事項

報 告 事 項　１．第103期（平成17年4月１日から平成18年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに貸借対照表および損益計算書報告の件

２．会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第１号議案　第103期利益処分案承認の件

第２号議案　定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（3頁から11頁まで）に記載のとおりであります。

第３号議案　自己株式取得の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（12頁）に記載のとおりであります。

第４号議案　取締役11名選任の件

第５号議案　補欠監査役1名選任の件

第６号議案　取締役にストック・オプションとして支給する報酬額および内容決定の件

なお、招集通知に添付すべき計算書類および監査報告書謄本ならびに連結計算書類は、同封の「第103期報告書」（2頁から23頁まで）に記載のとおりであります。

以　上

（当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。）

議決権の行使についての参考書類

１．総株主の議決権の数　　2,631,197 個

２．議案および参考事項

第１号議案　第103期利益処分案承認の件

議案の内容は、同封の「第103期報告書」（21頁）に記載のとおりであります。

当社は、株主のみなさまへの還元につきましては、連結株主資本配当率2.0%を当面の目標として、安定的に実施しております。

当期の業績は、12期連続の連結経常増益、6期連続の連結経常最高益を達成することができました。この状況のもと、当期の利益配当金につきましては、前期に比べ1株につき普通配当金2円増配し11円（中間配当金を含め年間では22円）とさせていただきたいと存じます（前期は中間配当金および記念配当金を含め年間では18円）。

また、平成18年5月1日に施行された「会社法」（平成17年法律第86号）により役員賞与は報酬等の額に含まれることになったことから、本議案により、当期末時点の取締役9名および監査役4名に対し、役員賞与として前期と同額の110,000千円、うち監査役分は2,750千円を支給することのご承認をお願いするものであります。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（1）当社の公告方法について、情報化社会に適合した利便性・周知性の高い公告を実施するため、電子公告制度を採用することとし、あわせてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります（変更案第5条）。

（2）会社法が施行されたこと等に伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

1）会社法の施行に伴い、新たに定款に定めを置くことが必要とされる事項として、会社の機関（取締役会、監査役、監査役会および会計監査人）を置く旨および株券発行会社である旨を定めるものであります（変更案第4条、変更案第7条）。

2）株主総会において、より充実した情報の開示を行うことができるよう、株主総会参考書類等のインターネット開示を可能とするものであります（変更案第17条）。

3）会社法第310条第5項に基づき、議決権の行使に関する代理人の数を定めるものであります（変更案第18条第1項）。

4）取締役会をより機動的に運営できるようにするため、会社法第370条に定める取締役会の書面決議を可能とするものであります（変更案第25条第4項）。

5）社外取締役および社外監査役として優秀な人材を招聘し、その期待される職務を適切に遂行しうるようにするため、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするものであります（変更案第27条、変更案第35条）。なお、社外取締役との間の責任限定契約に関する定款規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(3) 当社は、平成16年6月に、意思決定と実行のスピードアップを図るため、執行役員制度を導入するとともに取締役数を削減しましたが、その体制が定着したため、取締役の定員を減員させるものであります（変更案第20条）。

(4) その他、会社法に合わせた用語・表現および引用条文等について所要の変更を行うとともに、一部の字句の修正および条文新設に伴う条数の繰り下げ等を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
（新　　設）	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1）取締役会 2）監査役 3）監査役会 4）会計監査人

現　行　定　款	変　　更　　案
（公告の方法） 第４条　当会社の公告は、大阪市において発行するサンケイ（産業経済新聞）および東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	（公告方法） 第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第２章　株　　式	第２章　株　　式
（株式の総数） 第５条　当会社の発行する株式の総数は、5億株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、5億株とする。
（新　　設）	（株券の発行） 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。
（自己株式の取得） 第６条　当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	（自己の株式の取得） 第８条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
（１単元の株式の数） 第７条　当会社の1単元の株式の数は、100株とする。	（単元株式数） 第９条　当会社の単元株式数は、100株とする。
（単元未満株券の不発行） 第８条　当会社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下単元未満株式という。）に係わる株券を発行しない。ただし、第11条所定の株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。	（単元未満株券の不発行） 第10条　当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、第13条所定の株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。
（単元未満株式の買増し） 第９条　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、第11条所定の株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて１単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。	（単元未満株式の買増し） 第11条　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、第13条所定の株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（名義書換代理人） 第10条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ②　名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。 ③　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。	（株主名簿管理人） 第12条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（株式取扱規則） 第11条　当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いについては、株式取扱規則による。 ②　株式取扱規則は、取締役会においてこれを定める。	（株式取扱規則） 第13条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
	（削　　る）
（基準日） 第12条　第13条所定の定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。 ②　前項のほか第34条に定める中間配当金を支払うとき、その他必要があるときは、あらかじめ公告して株主または質権者としての権利を行使すべき基準日を定めることができる。	（削　　る）

現　行　定　款	変　　更　　案
第３章　株主総会	**第３章　株主総会**
（招集） **第13条　定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要のあるときに随時これを招集する。**	**（招集）** **第14条　当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要のあるときに随時これを招集する。**
（新　　設）	**（定時株主総会の基準日）** **第15条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。**
（招集者および議長） **第14条　　（記載省略）**	**（招集者および議長）** **第16条　　（現行どおり）**
（新　　設）	**（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）** **第17条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。**
（議決権の代理行使） **第15条　株主は、議決権を行使することのできる当会社の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。** **②　　（記載省略）**	**（議決権の代理行使）** **第18条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。** **②　　（現行どおり）**
（決議の方法） **第16条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。** **②　商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。**	**（決議の方法）** **第19条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。** **②　会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。**

現　行　定　款	変　　更　　案
（議事録） 第17条　株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名なつ印する。	（削　　る）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（定員） 第18条　当会社に取締役27名以内を置く。	（定員） 第20条　当会社の取締役は、15名以内とする。
（選任） 第19条　　（記載省略） ②　取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③　　（記載省略）	（選任） 第21条　　（現行どおり） ②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③　　（現行どおり）
（任期） 第20条　取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。 ②　増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。	（任期） 第22条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役） 第21条　当会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもってこれを定める。 ②　　（記載省略）	（代表取締役） 第23条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ②　　（現行どおり）
（役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議をもって、取締役会長および取締役社長各1名を選任することができる。	（役付取締役） 第24条　取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名を選定することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役会） 第23条　　（記載省略） ②　　（記載省略） ③　　（記載省略） ④　取締役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名なつ印する。	（取締役会） 第25条　　（現行どおり） ②　　（現行どおり） ③　　（現行どおり） （削　　る）
（新　　設）	④　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
（報酬） 第24条　取締役の報酬は、株主総会において定める。	（報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
（新　　設）	（社外取締役の責任限定） 第27条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（相談役） 第25条　取締役会は、その決議をもって、相談役若干名を置くことができる。	（相談役） 第28条　取締役会は、その決議によって相談役若干名を置くことができる。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
（定員） 第26条　当会社に監査役4名以内を置く。	（定員） 第29条　当会社の監査役は、4名以内とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
（選任） 第27条　　（記載省略） ②　監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（選任） 第30条　　（現行どおり） ②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（任期） 第28条　監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。 ②　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。	（任期） 第31条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（常勤監査役および常任監査役） 第29条　当会社は、監査役の互選をもって、常勤の監査役を定める。また、監査役の互選をもって、常任監査役若干名を置くことができる。	（常勤監査役および常任監査役） 第32条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。また、監査役の互選をもって、常任監査役若干名を置くことができる。
（監査役会） 第30条　　（記載省略） ②　　（記載省略） ③　監査役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名なつ印する。	（監査役会） 第33条　　（現行どおり） ②　　（現行どおり） （削　　る）
（報酬） 第31条　監査役の報酬は、株主総会において定める。	（報酬等） 第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
（新　　設）	（社外監査役の責任限定） 第35条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
第６章　計　　算	第６章　計　　算
（営業年度および決算期） 第32条　当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。	（事業年度） 第36条　当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
（利益配当） 第33条　当会社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または質権者に支払う。	（剰余金の配当） 第37条　当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。
（新　　設）	②　前項のほか、当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。
（中間配当） 第34条　当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または質権者に中間配当金として金銭の分配を行うことができる。	（削　　る）
（配当金等の除斥） 第35条　利益配当金または中間配当金が支払提供の日から、満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	（配当金等の除斥） 第38条　期末配当金または中間配当金が支払開始の日から、満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第３号議案　自己株式取得の件

会社法第156条の規定に基づき、本総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式40万株、取得価額の総額22億円を限度として取得することにつき、ご承認をお願いするものであります。

第４号議案　取締役11名選任の件

取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、グローバルに事業を拡大している当社グループの経営環境を踏まえ、業務の執行・監督体制のさらなる充実により、取締役会の一層の強化を図るため2名増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）		略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
1	井上 礼之（いのうえ のりゆき） （昭和10年3月17日）	昭和32年３月　当社入社 昭和54年２月　同上取締役 昭和60年２月　同上常務取締役 平成元年６月　同上専務取締役 平成６年６月　同上代表取締役社長 平成７年５月　同上代表取締役会長兼社長 平成８年６月　同上代表取締役社長 平成14年６月　同上代表取締役会長兼CEO（現職）	普通株式 （以下同じ） 60,500株
2	岡野 幸義（おかの ゆきよし） （昭和15年11月8日）	昭和39年４月　当社入社 平成６年６月　同上取締役 平成10年６月　同上常務取締役 平成13年６月　同上専務取締役 平成14年６月　同上代表取締役副社長 平成16年６月　同上代表取締役社長兼COO（現職）、同上企業倫理委員会委員長（現職） 平成17年８月　同上「業務の適正を確保するための体制整備」構築委員会委員長（現職） 平成17年10月　同上CSR委員会委員長（現職）	20,100株
3	寺田 千代乃（てらだ ちよの） （昭和22年1月8日）	昭和51年６月　アート引越センター創業 昭和52年６月　アート引越センター㈱〔現アートコーポレーション㈱〕設立、代表取締役社長就任（現職） 平成14年６月　当社取締役（現職） 〔他の会社の代表状況〕 ・アートコーポレーション㈱代表取締役社長 ・アートプランニング㈱代表取締役社長	5,000株

	氏　　名 （生年月日）	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社株式の数
4	池渕浩介 （昭和12年3月4日）	昭和35年４月　トヨタ自動車工業㈱ 〔現トヨタ自動車㈱〕入社 昭和63年９月　同上取締役 平成６年９月　同上常務取締役 平成８年６月　同上専務取締役 平成11年６月　同上代表取締役副社長 平成13年６月　同上代表取締役副会長 平成17年６月　同上相談役技監（現職） 〔他の会社の代表状況〕 ・㈱名古屋グランパスエイト代表取締役社長	2,000株
5	髙木克彦 （昭和18年1月14日）	昭和40年４月　当社入社 平成８年６月　同上取締役 平成11年６月　同上常務取締役 平成13年６月　同上専務取締役 平成16年６月　同上取締役兼副社長執行役員（現職）、 同上グローバル空調・低温事業担当	21,900株
6	川村群太郎 （昭和20年1月8日）	昭和42年４月　当社入社 平成８年６月　同上取締役 平成12年６月　同上常務取締役 平成14年６月　同上専務取締役 平成15年９月　同上淀川製作所長（現職） 平成16年６月　取締役兼副社長執行役員（現職）、 同上化学事業担当	20,200株
7	田中　博 （昭和18年4月24日）	昭和42年４月　当社入社 平成10年６月　同上取締役 平成13年６月　同上常務取締役 平成14年６月　同上専務取締役 平成16年６月　取締役兼副社長執行役員（現職）、 同上国内空調・低温事業担当、 同上堺製作所長（現職） 平成17年２月　同上グローバルSCM担当 平成17年10月　同上低温事業開発担当 〔他の会社の代表状況〕 ・㈱ダイキンアプライドシステムズ代表取締役会長	12,100株
8	山田　靖 （昭和8年1月16日）	昭和33年２月　当社入社 平成２年６月　同上取締役 平成６年６月　同上常務取締役 平成10年６月　同上専務取締役 平成11年４月　同上代表取締役副社長 平成14年６月　同上取締役相談役 平成15年６月　同上安全担当 平成16年６月　同上取締役兼相談役執行役員（現職）、 同上CSR担当	13,300株

	氏　　名 （生年月日）	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社株式の数
9	十河（とがわ）　政則（まさのり） （昭和24年1月11日）	昭和48年４月　当社入社 平成12年６月　同上秘書室長兼総務部長 平成14年６月　同上取締役、同上総務担当、同上秘書室長（現職） 平成16年６月　同上取締役兼常務執行役員（現職）、同上人事、広報担当	5,600株
10	萩原（はぎわら）　茂喜（しげき） （昭和33年8月4日）	昭和56年４月　当社入社 平成11年10月　同上圧縮機開発センター室長 平成14年３月　同上空調生産本部圧縮機グループリーダー主席技師 平成16年６月　同上空調生産本部副本部長（現職） 平成17年６月　同上執行役員（現職）、同上空調アプライド事業担当	3,200株
11	蛭子（えびす）　毅（たけし） （昭和37年9月1日）	昭和63年４月　当社入社 平成12年11月　同上機械R&D戦略室課長 平成14年３月　同上空調開発企画室開発企画担当課長 平成16年６月　同上経営企画室技術企画担当部長（現職） 平成17年６月　同上執行役員（現職）、同上テクノロジー・イノベーションセンター推進室メンバー（現職）	9,600株

（注）1. 候補者井上礼之氏は、財団法人ダイキン工業現代美術振興財団理事長を兼務しており、当社は同財団に寄付を行っております。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者寺田千代乃氏および池渕浩介氏は、社外取締役の候補者であります。

第５号議案　補欠監査役1名選任の件

会社法第329条第2項の規定に基づき、会社法第335条第3項に定める社外監査役の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社株式の数
家近（いえちか）　正直（まさなお） （昭和8年7月18日）	昭和37年４月　弁護士登録（現職） 昭和56年４月　大阪弁護士会副会長 昭和63年３月　法務省法制審議会商法部会委員 平成６年７月　司法試験考査委員 平成16年４月　甲南大学法科大学院教授（現職）	0株

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者家近正直氏は、社外監査役の候補者であります。

第６号議案　取締役にストック･オプションとして支給する報酬額および内容決定の件

当社は、平成14年6月27日開催の第99期定時株主総会以来、毎期の株主総会において、株主のみなさまから、取締役に対してストック・オプションとして新株予約権を特に有利な条件をもって発行することについてご承認をいただいてまいりましたが、会社法施行後は、取締役に対してストック・オプションとして発行される新株予約権は、取締役の報酬の一部であると位置づけられることになり、同時に、平成17年12月27日に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」により職務執行の対価であるとして会計上の費用として計上されることになりました。これらの改正に伴い、会社法第361条第1項第1号および第3号の規定に基づき、以下の内容により取締役の報酬等のご承認をお願いするものであります。

１．報酬の額および基準

当社の取締役報酬額は、平成15年6月27日開催の第100期定時株主総会において月額6,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与を含まない）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役報酬額とは別枠として、ストック・オプションとして取締役（社外取締役を除く）に発行する新株予約権に関する報酬額として「年額1億8千万円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与を含まない）」のご承認をお願いいたします。

現在の取締役は9名（うち、社外取締役2名）であり、第4号議案が承認されますと取締役の員数は11名（うち、社外取締役2名）となります。

２．報酬の内容

当社がストック･オプションとして取締役（社外取締役を除く）に発行する新株予約権の内容は、次のものといたしたく存じます。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の総数　1,200個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類および数　普通株式120,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式数は、100株とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、下記の方法で定めた新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に、各新株予約権の目的である株式数を乗じた金額とする。

上記の新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の前営業日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日の前営業日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株式の発行または自己株式の移転を行う場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額または処分価額}}{\text{新規発行前または処分前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

(3) 新株予約権の権利行使期間

割当日から2年を経過した日の翌日から4年を経過する日まで

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(5) 新株予約権の行使条件

①新株予約権の割当を受けた者は、以下の事由が生じたときは、新株予約権を行使することができないものとする。

前記(3)に規定する新株予約権の権利行使期間中に、新株予約権の割当を受けた者が当社の取締役、執行役員、専任役員、従業員または当社の子会社の取締役、従業員のいずれの地位も保持しなくなった後1年経過した場合（当該事由が発生した日を含む）。ただし、当該事由が発生した日から1年経過した日（当該事由が発生した日を含む）が前記(3)に規定する新株予約権の権利行使期間を越えた場合は、1年の経過を待たずして当該権利行使期間の満了日をもって、新株予約権の割当を受けた者は新株予約権を行使することができないものとする。また、前記(3)に規定する新株予約権の権利行使期間の開始日が到来する前に、新株予約権の割当を受けた者が当社の取締役、執行役員、専任役員、従業員または当社の子会社の取締役、従業員のいずれの地位も保持しなくなった場合は、前記(3)の規定にかかわらず、権利行使期間初日から1年間に限り、新株予約権の割当を受けた者は新株予約権を行使することができるものとする。

②その他の条件は、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議において定めるものとする。

以　上

電磁的方法による議決権の行使について

Ⅰ．インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申しあげます。

なお、今回の定時株主総会から、携帯電話によるインターネットでも議決権の行使が可能となりました。

記

１．ご留意いただく事項

（1）インターネットによる議決権行使は、当社の株主名簿管理人が開設する議決権行使サイト（http://daiko-sb.gcan.jp）をご利用いただくことによってのみ可能です。

〔インターネットにより議決権を行使されます場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。〕

（2）インターネットにより議決権を行使された場合は、同封の議決権行使書をご郵送いただく必要はございません。なお、インターネットと書面（議決権行使書）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（3）インターネットによって、複数回数、あるいは、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（4）議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

（5）インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成18年6月28日）24時まで可能ですが、議決権行使結果の集計上、お早めに行使していただきますようお願い申しあげます。

２．お手続きの方法

（1）当社の株主名簿管理人が開設する次の議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 議決権行使サイト　http://daiko-sb.gcan.jp
- 「ＱＲコード」から議決権行使サイトへのアクセス方法

  バーコード読取機能付き携帯電話で、次の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトへ接続してください（操作方法につきましては、各携帯電話の取扱説明書をご確認ください）。

  議決権行使サイト接続用ＱＲコード

（ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です）

（2）株主様確認のため、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力のうえ、画面の「ログイン」ボタンをクリックしてください。

(3) 同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」は仮のものであり、株主様以外の第三者による不正なアクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、株主様の任意の「新パスワード」に変更してください。
※「新パスワード」は、本総会の議決権行使期間中、議決権行使サイトへ再度ログインする際に必要となります。再発行はいたしかねますので、ご失念にご注意ください。
(4) 画面の案内に従って、議決権を行使してください。

３．システム環境について

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。
(1) インターネットにアクセスできること。
(2) パソコンによるインターネット接続の場合
①インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、インターネット・エクスプローラー（Internet Explorer Ver.5.0以上）、またはネットスケープ・コミュニケーター（Netscape Communicator Ver.4.5以上）を使用できること。
（Internet Explorerはマイクロソフト社の、Netscape Communicatorはネットスケープ社の登録商標です）
②ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
③招集通知の添付ファイルを参照するためのソフトウェアとして、アクロバットリーダー（Acrobat Reader Ver.4.0以上）を使用できること。
（Acrobat Readerはアドビシステムズ社の登録商標です）
(3) 携帯電話によるインターネット接続の場合
①ご使用の機種が、SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
②以下のサービスのご利用が可能であること。
・ EZweb　（WAP2.0ブラウザ搭載機種）
・ iモード
・ Vodafone live!
（EZwebはKDDI株式会社、iモードは株式会社NTTドコモ、Vodafone live!はVodafone Group Plcの登録商標です）

議決権行使サイトのご利用に関するお問合せ先
株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行部（ＩＴヘルプデスク）
電話 ０１２０－９１１－８６０（24時間受付・通話料無料）

Ⅱ．議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記Ｉのインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

〔株主総会会場ご案内略図〕

ホテル阪急
インターナショナル

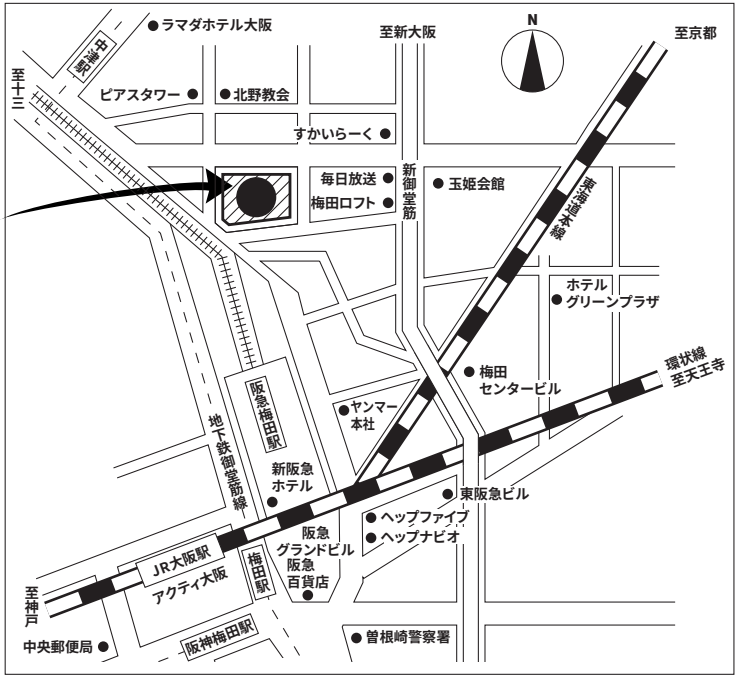

ホテル阪急インターナショナル
大阪市北区茶屋町19番19号
TEL.（06）6377-2100

交通・ＪＲ　　大阪駅徒歩約10分
・地下鉄　中津駅徒歩約 5 分
・阪急　　梅田駅徒歩約 3 分

R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています。

PRINTED WITH SOY INK
この印刷は、環境保護のため制定された CAA（大気洗浄）によるVOCs（揮発性有機化合物）規制に対応した環境に優しい大豆油インキで印刷しております。